

## 介護職員等特定処遇改善加算に関する取扱方針

特別養護老人ホーム岩本園、地域密着型特別養護老人ホームあおば、ケアハウス慈恩、デイサービスセンターサルビア及びデイサービスセンターみもぎに勤務する介護職員およびその他の職員について以下のとおり支給する。

### 記

#### 1. 支給対象と配分方法

##### ① 経験・技能のある介護職員

- ・介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者
- ・平均賃金改善額が他の介護職員の平均賃金改善額の2倍以上とする。

##### ② 他の介護職員

- ・経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう。
- ・平均賃金改善額がその他の職種の平均賃金改善額の2倍以上とする。

##### ③ その他の職種

- ・介護職員以外の職員をいう。
- ・賃金がすでに年額440万円を上回る職員は対象とならない。

#### 2. 支給方法

介護職員等特定処遇改善加算の総額を以下により支給する。

- ① 入居施設に勤務する職員については、施設勤務手当を支給する。
- ② 特定処遇改善加算一時金として支給する。

#### 3. 事情変更

介護職員等特定処遇改善加算の制度の廃止や加算率等の変更等の事情変更があった場合は、支給停止若しくは支給額の変更、又は支給方法を変更する場合がある。

### 附則

この取扱方針は、令和元年10月1日から適用する。

この取扱方針は、令和2年4月1日から適用する。

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する取扱方針

ケアホームなどでここに勤務する生活支援員について以下のように支給する。

### 記

#### 1. 支給方法

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の総額を、法人の都度の決定により、特定処遇改善一時金として支給する。

#### 2. 事情変更

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の制度の廃止や加算率等の変更等の事情変更があった場合は、支給停止若しくは支給額の変更、又は支給方法を変更する場合がある。

### 附則

この取扱方針は、令和元年10月1日から適用する。